

5月14日(金)から受付開始 住宅の耐震化を支援します

まちづくり建設課都市計画係 ☎ 34・2085

町では住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事の支援をしています。詳細は町ホームページをご確認ください。



1 木造住宅の無料耐震診断

対象となる住宅 下表参照
対象者 対象となる住宅の所有者など
支援内容 町が委託する耐震診断員を派遣して診断を実施します。
費用 無料

募集件数 10件(抽選)

2 住宅精密耐震診断費補助

対象となる住宅 下表参照
対象者 対象となる住宅の所有者など
補助金の額 耐震費の3分の2の額(10000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は8万6000円
募集件数 2件(抽選)

3 木造住宅の耐震改修工事費補助

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など
補助金の額 耐震改修工事費の5分の4の額(10000円未満は切り捨て)
※補助金の上限額は100万円

対象となる条件 耐震改修工事で、耐震診断結果が1・0未満と診断された住宅を1・0以上とする耐震改修工事、または0・7未満と診断された住宅を0・7以上とする耐震改修工事
募集件数 3件(抽選)

4 耐震シェルター設置工事補助

対象となるもの 下表参照
対象者 対象となる住宅の所有者など
補助金の額 工事費の2分の1の額(10000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は20万円
対象となる条件 奈良県が指定する耐震シェルターを設置する工事
募集件数 2件(抽選)

5 ブロック塀などの撤去・改修費補助

対象となるもの 対象となる道路に面する、安全性が確認できないブロック塀などの撤去工事と、それに

耐震化支援対象となる住宅の条件

支援制度	住宅の種類	建築年	床面積
1 木造住宅の無料耐震診断	町内にある木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	延べ床面積250㎡以下、2階建て以下
2 住宅精密耐震診断費補助	町内にある一戸建て住宅(非木造住宅も対象)	建築年問わず	床面積の制限なし(注2)
3 木造住宅の耐震改修工事費補助(注3)	町内にある木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	床面積の制限なし(注2)
4 耐震シェルター設置工事補助	町内にある木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	床面積の制限なし(注2) 2階建て以下

- 注1 木造以外の構造が混在している住宅、昭和56年5月31日以降に増築された住宅や特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。
- 注2 店舗などの用途を兼ねる場合は、その部分が延べ床面積の2分の1未満のもの。
- 注3 町が実施する耐震診断、または、それと同等以上の効力を有する耐震診断で、診断結果が1.0未満のものに限ります。

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に必要書類を添えてまちづくり建設課へお持ちください。なお、募集件数に達しない場合は抽選日以

降随時受け付けます。

補助金の額 ブロック塀などの撤去、軽量フェンスなどの設置に要する経費(ともに1坪につき1万円を上限)のそれぞれ2分の1の額(それぞれ10万円が上限)

募集件数 4件(工事内容により変更あり/抽選)
工事などの完了期日

申し込み後、次の完了期日までに工事を終え書類手続きを完了するものとします。

完了期日

- 1 2 3 5 : 令和4年1月28日(金)
4 : 令和3年12月24日(金)

国民年金からのお知らせ

こんなときには届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出をしなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れなかったりする場合がありますので、必ず届出をしましょう。

国民年金の加入種別

●第1号被保険者

自営業の人やその配偶者、学生、フリーターなどが対象となり、第1号被保険者への加入や種別変更の手続きは、町住民保険課か桜井年金事務所の窓口で行います。

●第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険に加入している人が対象になります。届出は、会社や官公庁など勤務先が行います。

●第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象になります。届出は配偶者の勤務先を通じで行います。

桜井年金事務所 ☎ 42・0033
住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097

20歳以上 60歳未満の人はこんなときに届出が必要です

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
退職したとき (厚生年金保険加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金手帳 ・社会保険厚生年金保険資格喪失証明書など資格喪失日が分かる書類 ・個人番号がわかるもの ・本人確認ができるもの
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金保険の資格を喪失したとき、配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	

※新型コロナウイルス感染症により収入が減少した人を対象とする、国民年金保険料免除の臨時特例があります。

保健センターからのお知らせ

風しん抗体検査及び風しんの第5期の定期接種・高齢者肺炎球菌予防接種

保健センター ☎ 33・8000

風しん抗体検査及び

風しんの第5期の定期接種

対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性

※対象者には無料クーポン券を送付しました。

実施期間 令和4年3月31日(木)まで

場所 全国の指定医療機関

※厚生労働省のホームページで「風しんの追加的対策」を検索しご確認ください。

内容 全国の指定医療機関で抗体検査を受けます。検査の結果、国が定める抗体価に満たなかった場合は麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を受けます。

高齢者肺炎球菌予防接種

対象者

① 4月2日から令和4年4月1日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人

② 接種当日に60～65歳未満で、内部障害などのため医師が予防接種を

必要と認めたら

※過去に肺炎球菌予防接種を接種した人は、対象外ですのでご注意ください。

※対象と思われる人には4月に接種券(ハガキ)を送付しました。

実施期間 令和4年3月31日(木)まで

場所 町内委託医療機関及び町外医療機関

内容 町内委託医療機関へは、直接申し込みください。町外医療機関で接種を希望する人は、事前に保健センターで手続き(自己負担金、認印接種券(ハガキ))が必要です。

生活保護受給者は健康福祉課社会福祉係(☎34・2098)へ事前にお申し出のうえ、自己負担金免除の手続きをしてください。
自己負担金 3000円



65歳以上の皆さんへ

令和3年度からの介護保険料を お知らせします

長寿介護課介護保険係 ☎ 34・2101

65歳以上の人の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しを行います。令和3～5年度の3年間については、介護サービスに必要な費用を約93億円と見込み、そのうち65歳以上の人の負担分を約22億円と算出しました。

その結果、保険料の基準年額は7万3200円で、令和2年度の保険料と同額となります（下表）。

介護保険は支えあいの制度です

介護保険は、皆さんが納める「介護保険料」と国・県・町が負担する「公費」を財源として運営されています。

令和3～5年度については、介護サービスに必要な費用のうち、公費負担分が約49%、40～64歳の人の負担分が27%、65歳以上の人の負担分が約24%となる見込みです。



65歳以上の人の介護保険料（年額）

区分	対象者	料率	保険料(第8期)
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50 (0.3)	36,600円 (21,900円)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.75 (0.5)	54,900円 (36,600円)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円超の人	0.75 (0.7)	54,900円 (51,200円)
第4段階	●世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	0.90	65,800円
第5段階	●世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超の人	1.00	73,200円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	87,800円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	95,100円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	109,800円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.70	124,400円

※第1～3段階については公費により保険料が（ ）内の金額に軽減されます。

高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定

計画期間は令和3年度から5年度までの3年間

この計画は、老人福祉法、介護保険法に基づき、3年を一期として介護保健事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。

団塊^{だんかい}の世代が75歳以上となる令和7年(2025

年)を見据え、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ
**令和3年度後期高齢者健康診査が
 6月から始まります**

住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34・20995 / ☎ 34・20996

健康診査は、後期高齢者の健康を保持・増進することを目的に、県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて町が実施しています。

対象となる人には5月下旬に受診券を送付します。心臓病や糖尿病などの生活習慣病を早期に発見することで、必要に応じて早めに治療を受けることができます。

健診の流れ

①受診券が自宅に届く。



②受診する医療機関（県内）を決めて、健診日時の予約の電話を医療機関にする。



③質問票を記入する。



④医療機関で受診する。

▶持ち物 受診券、被保険者証、質問票



⑤町から受診結果を約2～3ヵ月後に送付します。（医療機関からの報告の関係で、3ヵ月以上かかる場合があります）また、早く結果を知りたいときは、受診した医療機関で結果の説明を受けることができます。受診時に申し出てください。

※次のような人は、必ずしも健診を受けていただく必要はありません。かかりつけ医などに相談ください。

●病院または診療所に長期入院（6ヵ月以上継続して入院）している

●事業主健診など、他で健康診査を受診する機会がある

●施設に入所している（障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設など）

※令和3年4月～11月に75歳になる

健診の概要

実施期間 6月～令和4年1月末日

検査内容

- 問診 ●身体計測（身長、体重、BMI）
- 診察 ●血圧測定 ●血液検査（脂質、腎機能、肝機能、血糖、血清クレアチニン検査） ●尿検査（尿糖、尿タンパク）
- 貧血検査 ●心電図検査

※前年度の検査結果や医師の判断で眼底検査が追加されます。

費用 無料

人は、誕生月の翌月末ごろに受診券を送付します。

※令和3年12月以降に75歳になる人は、令和4年度から後期高齢者健康診査の対象となります。国民健康保険または他の健康保険から、特定健診の案内が届いている人は、75歳の誕生日前日までに受診してください。

認知症のことなどお気軽にご相談ください

ここだけカフェ

町地域包括支援センター ☎ 34-2104

認知症についての心配や関心がある人ならどなたでも参加いただけるカフェを開いています。

身近な人には話しにくいようなことも「ここだけ」の居心地いい空間で、気軽にお話しできるカフェを目指しています。

日時 **5月19日**(水)
午後2時～4時

場所 道の駅「レスティ唐古・鍵」多目的室1・2

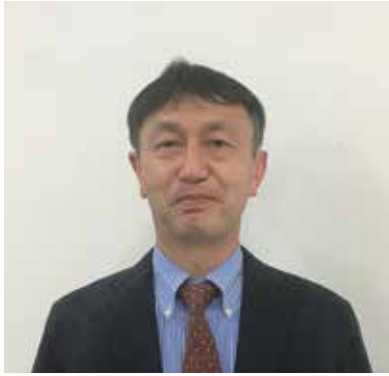
対象 認知症について話したいこと、聞いてみたいことがある人ならどなたでも

参加費 無料

申込 不要



※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。



廣瀬時習 さん

1967年、東京都生まれ、茨城県育ち。
1995年同志社大学文学研究科博士課程前期修了。博士課程後期中退。専門は日本考古学。
主な著作に「玉と玉生産からみた5世紀の王権」(『大阪府立近つ飛鳥博物館館報』19)、「玉生産と流通」(『弥生時代の考古学』6)、「弥生時代玉類の地域性」(『季刊考古学』94)、「弥生・古墳期の玉の使用形態と意義 - 玉副葬の歴史的展開 -」(『文化史学』52)など。



日時 5月22日(土)
午後2時〜午後3時30分

場所 青垣生涯学習センター1・2階研修室
(サテライト会場・1階視聴覚室)

講師 廣瀬時習さん(大阪府立近つ飛鳥博物館副館長)

定員 100人(申し込み不要、先着順)

※聴講無料

唐古・鍵考古学ミュージアム春季企画展関連講演会 ヤマト王権と大和の玉生産

唐古・鍵考古学ミュージアム ☎ 34・7100

唐古・鍵考古学ミュージアム 春季企画展

いにしえ 古のアクセサリー工房 —十六面・薬王寺遺跡の古墳時代—

期間

(開催中) ~ 6月6日(日)まで
午前9時~午後5時(入館は午後4時30分まで/月曜日休館/5月3日(月・祝)は祝日のため開館/5月6日(木)は休館)

場所

青垣生涯学習センター2階
会議室(特別展示室)

観覧料

▶一般…200円
(常設展との共通券300円)
▶高校・大学生…100円
(常設展との共通券150円)



いっしょにたべよう

こども食堂たわらもと

主催：田原本町赤十字奉仕団

町内の小学生の居場所づくりを目的に「こども食堂たわらもと」を開催しています。食事の提供は月1回を予定しています。

参加無料

日時 6月19日(土) 正午~午後1時30分

場所 青垣生涯学習センター2階 調理室

対象 幼稚園児と小学生(幼稚園児と田原本小学校区以外の児童は保護者の送迎が必要)

定員 約30人

問・申込 6月7日(月)までにNPO法人子育てすこやかサークル(☎35-3835)へ。詳細はQRコードを読み取ってください。

※メニューは未定です。(アレルギーの対応はしません)

※参加児童の中で調理のお手伝いをしてくれる人は、午前11時集合(三角巾とエプロン要)



子どもの権利条約一般原則

あたたかい ことばがつなぐ こころのわ

5月5日（こどもの日）から 1週間は「児童福祉週間」

こども未来課総合相談係 ☎ 33-9095



「児童福祉週間」とは、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間のことで、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的としています。

児童福祉について考えるきっかけになればと思います、子どもの権利についてご案内します。

「子どもの権利条約」を聞いたことがありますか？

世界中すべての子どもが持っている「権利」について定めた条約です。

子どもの権利条約は、世界中の子どもたちが幸福に生きることを願い1989年に国連で採択されました。

子どもの権利条約が定めている権利

子どもや家庭を取り巻く環境は、少子化の進行や児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど大きく変化しています。

次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活できる環境を推進していくことは極めて重要な課題です。子どもの権利条約で定められている子どもの権利は、大きく分けて4つあります。

生きる権利	すべての子どもの命が守られること
育つ権利	もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること
守られる権利	暴力や搾取、有害な労働などから守られること
参加する権利	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

●生命、生存及び発達に対する権利

(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

●子どもの最善の利益

(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

●子どもの意見の尊重

(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

●差別の禁止

(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

保護者の人へ～いつでもご相談を～

子育てには気力と体力を使うため、困りごとが生じたときには相談に行く気力が湧かない状態になっていることも多く、状態が落ち着いているときに子育て相談をしておくことも大切です。

相談は窓口や電話、訪問も可能です。対応する職員は、保健師・助産師・保育士などがいますのでいつでも相談ください。

地域で子どもたちの笑顔を守るため、一人ひとりに何ができるのかを考える機会にしましょう。

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

●総合相談係（庁舎内）☎ 33-9095

●子育て相談係（保健センター）☎ 33-9035

月～土曜日…午前9時～午後6時

日曜日、祝日、夜間は児童養護施設で受付

●児童家庭支援センターあすか☎ 44-5800

月～金曜日、日曜日

午前9時～午後6時

●児童家庭支援センターてんり

☎ 0743-63-8162

公文書の開示請求・申出の運用状況（表1）

	件数	実施機関	決定内容				取り下げ
			開示	部分開示	非開示	却下	
開示請求	18	町長部局	4	12	1	1	0
	9	教育委員会	5	4	0	0	0
	0	議会	0	0	0	0	0
申出	3	町長部局	0	1	1	0	1
	3	教育委員会	0	3	0	0	0
	0	選挙管理委員会	0	0	0	0	0
	0	議会	0	0	0	0	0
	0	議会	0	0	0	0	0
合計	33		9	20	2	1	1

※開示請求の町長部局に1件決定に対する審査請求がありました。

個人情報の開示等請求の運用状況（表2）

	件数	実施機関	決定内容	
			開示	部分開示
開示請求	8	町長部局	7	1
合計	8		7	1

個人情報取扱事務の届出状況（表3）

実施機関	件数
○町長部局	322
町長公室	20
総務部	42
住民福祉部	151
産業建設部	64
上下水道部	43
会計課	2
○教育委員会	63
○選挙管理委員会	9
○公平委員会	3
○監査委員	2
○農業委員会	7
○固定資産評価審査委員会	2
○議会	3
合計	411

情報公開制度は、町民の皆さんの町政への参加と開かれた町政を推進するために、町が保有している行政情報（公文書）の開示を請求できる権利を保障するものです。（表1）

情報公開制度の運用状況

町では、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。これらの制度の令和2年度の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

個人情報取扱事務の届出状況
個人情報保護制度を実施する町の機関（実施機関）が個人情報を取り

個人情報取扱事務の届出状況

個人の自己情報について開示や訂正など、個人の権利利益を保護するものです。（表2）

個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報を保護するとともに、皆さんの自己情報について開示や訂正など、個人の権利利益を保護する

が自由に関覧できます。

町役場2階の総合公開窓口では、情報公開・個人情報保護制度に関する相談や開示請求の受付などを行っています。また、町政に関する資料

総合公開窓口の利用案内

扱う事務を行う場合は、その目的、対象者の範囲、記録項目、収集先などを明らかにし、町長へ届け出なければなりません。（表3）

情報公開・個人情報保護制度 令和2年度の運用状況を公開します

総務課法務文書係 ☎ 34・2114

皆様のご理解とご協力をお願いします。

夏のエコスタイルキャンペーン

閩人事課人材育成係 ☎ 34-2056

期 間 5月1日(土)～10月31日(日)

町では、省エネの一層の推進を通じて、地球温暖化防止を図るため、また、夏季の節電対策の一環として、積極的に町施設における「適正冷房（28℃）」とそれにふさわしい職員の「軽装（ノー上着、ノーネクタイ）」を推進しています。





調査の流れ

① 単独事業所や新設事業所など

調査員が5月31日までに調査票を配布。インターネットまたは郵送により回答。

② 支社を有する企業など

国が企業の本社などに傘下の事業所分も含めた調査票を一括して郵送。インターネットまたは郵送により回答。

調査の目的
この調査は、我が国の事業所・企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。
調査結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料、民間の経営計画の策定などに利用されます。

ぜひ、インターネットで回答ください
令和3年経済センサス活動調査にご協力を

企画財政課統計分析係 ☎ 34・2083

基準日は
6月1日(火)です。



「インターネット」回答にご協力

回答は便利で安全なインターネットによる回答を推奨しています。

※インターネット上の送受信は暗号化によって保護され外部に漏れることはありません。入力内容を一時保存することができ、24時間いつでも回答可能です。

かたり調査にご注意

調査員・指導員は「調査員証」・「指導員証」や「従事者用腕章」を身に着けていますのでご確認ください。

注意

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、すべての事業所に報告する義務があります。提出された内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には絶対に使用しません。

マイナンバーカードなどの取得率向上のため

マイナンバーカード・マイナポイント予約 (マイキー ID) 受付時間の延長と休日開庁

マイナンバーカードとマイキー ID (マイナポイント予約) をより取得しやすいように、受付時間の延長と休日開庁を実施します。

受付時間の延長

5月19日(水)、6月9日(水)

午後7時まで(交付の受付は午後6時30分まで)

休日開庁

5月9日(日) 午前10時～午後4時

マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影しています。

窓口での印鑑登録証明書の取得 窓口での取得には「印鑑登録証」か「住民カード」の提示が必要です。なお、利用者証明用電子証明書が登録されたマイナンバーカードで、印鑑証明書と住民票を取得できます。

業務内容

▶マイナンバーカード交付窓口

…マイナンバーカードの交付・申請・電子証明書更新手続き (その他の業務は行いません)

▶マイキー ID 設定支援窓口

…マイキー ID の設定支援

※窓口の混雑状況によっては、お時間をいただくことがあります。

※受け取り方法など、詳細は交付通知書または町ホームページをご覧ください。



☎ マイナンバーカード交付窓口…住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34-2087 / マイキー ID 設定支援窓口…総務課 ICT 推進室 ICT 推進係 ☎ 34-2073

